

環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査）

176百万円（175百万円）

環境保健部企画課保健業務室

1. 事業の必要性・概要

環境保健サーベイランス調査は、過去の公害経験を踏まえ、昭和63年に公健法の第一種地域指定を解除した際の国会付帯決議に基づき、調査手法に関する検討を経て、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的、継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずることを目的として、平成8年度から毎年継続して調査を行っているものである。

過去の大気汚染が工場等の固定発生源の寄与が大きかったのに対し、近年は自動車等の移動発生源の寄与が大きくなっていることが指摘されている。

平成23年5月には、主要幹線道路等の局地的大気汚染の健康影響を調査した、そらプロジェクトの結果が公表され、そらプロジェクトで得られた知見を環境保健サーベイランスに最大限に活用することが課題とされた。また、平成21年9月に環境基準が告示されたPM2.5について、常時監視測定局の整備が進みつつあり、環境保健サーベイランス調査に取り入れることが課題となっている。

このような状況を踏まえ、近年の大気汚染の状況や最新の知見等を考慮した本調査の改善を検討し、大気汚染と健康状態の観察のさらなる充実を図る。

2. 事業計画（業務内容）

平成26年度に引き続き、環境保健サーベイランス調査において、局地的大気汚染を考慮するための技術的課題を検討するため、そらプロジェクトと重複していない地域の大気汚染濃度推計モデルを構築するとともに、現在観察している大気汚染物質にPM2.5を追加し解析・評価するため、PM2.5常時監視測定データを用いて背景濃度を推計しその適用の可能性を検討する。

3. 施策の効果

環境保健サーベイランス調査において、局地的大気汚染を考慮した方法及びPM2.5を追加した方法に関する検討が加えられることにより、より精緻な観察が可能となる。

環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)

平成27年度予算(案)額 176百万円(175百万円)

○事業の概要

環境保健サーベイランス調査は、昭和63年の公害健康被害補償法改正(第一種地域指定解除)に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、平成8年度から毎年度実施しているが、近年の大気汚染の状況や最新の知見等を考慮した本調査の改善を検討し、大気汚染と健康状態の観察のさらなる充実を図る。

<現 行>

環境保健サーベイランス調査(3歳児、6歳児)

〔 支出予定先
約40自治体、
民間企業 〕

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)の結果公表

<平成26年度から追加>
※平成27年度も継続

○調査方法の充実と改善
・局地的大気汚染を考慮した濃度推計モデルの検討
・PM2.5の評価も追加するため背景濃度の算出およびその適用の検討

〔 支出予定先
民間企業 〕

PM2.5の環境基準設定、越境汚染による健康影響の懸念